

第 284 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 4 年 5 月 19 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小野木委員、荒見委員、間瀬委員、齋藤委員
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局市民生活部長始め 8 名
会議次第	名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開)
非公開理由	—
会議資料	別添のとおり

議題	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
対象事案	—
	<p>(資料に沿って事務局説明)</p> <p><b>第1 とりまとめの趣旨</b></p> <p><b>小野木委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法の趣旨について「個人情報保護」と「データの流通」と、非常にあっさり書かれている印象で、読み手が分かるかどうか分からないと思った。</li> </ul> <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨として、簡単に「個人情報保護」と「データの流通」と記載させていただいているが、今のご指摘を受けて、もう少し具体的にその趣旨を書けるか、一度検討させていただきたいと思う。</li> </ul>
発言要旨	<p><b>荒見委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例による規律と異なる点が複数ある。」とあり、次に、「当審議会では条例による規律の趣旨を可能な限り維持すべきとの観点に立ち」という書き方をしているが、この辺は若干まどろっこしいと思った。このような書き方をしているのにはどのような理由があるのか。</li> </ul> <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員ご指摘のとおりで、審議会として保護の水準は下がると思われるが、可能な限りそれを維持する方向性で検討した、というところである。</li> </ul> <p><b>荒見委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保護の水準が」とははっきり書かないのか。あえて条例による規律ということにしたいということか。</li> </ul> <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今までの審議を経てこういう形でお示しをさせていただいている。</li> </ul> <p><b>庄村会長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小野木委員からいただいたのが、趣旨を少し明確化してはどうかというご意見。ここはもう少し事務局の方で明確化していただくと。</li> </ul> <p>⇒小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確化というか、どういうことなのかということを少し説明してもらえたら良いと思う。</li> </ul>

庄村会長

- ・そういうことでお願いできたらと思う。

それから荒見先生から、「条例による規律の趣旨を維持する」ということをどう表現するか、ご意見いただければというところ。

⇒荒見委員

- ・具体的な案があるわけではないので、他の先生方、もしご意見あれば。

庄村会長

- ・例えば、「条例による規律の趣旨を」というところを少し足して、「これまで名古屋市個人情報保護条例においてやってきた個人情報保護に向けた規律の趣旨を」と、可能な限り維持するというようにして、少し足すというのはあるのかと思う。

⇒事務局

- ・その点も、ご意見を踏まえて、また検討させていただく。

庄村会長

- ・来月も答申案の検討になるかと思うので、6月に案という形で出させていただいて、見ていただくこともできると思う。

川上委員

- ・「この条例による」というのが、条例が何かわからないので、その前に、「個人情報保護の理念を重視する当市の条例による」のような、市の条例が何を重視しているかというところ、個人情報保護の理念を重視している、と書けば良いのではないかと思う。

庄村委員

- ・そういうものを足していただくと、審議会で検討した観点がある程度明確になるかと思うので、可能であればそれで少し再度修正いただけるとありがたい。

⇒事務局

- ・修正させていただく。

## 第2 7 開示決定等の期限について

庄村会長

- ・法は30日以内だけれども、14日以内でよいのではないかということだった。ご意見があったのは、短くする方向の意見で、事務負担が過度になら

ないかどうかを留意してということだったかと思う。新法「の」が抜けているので、そこだけ修正をしておいてほしい。

## 8 開示請求者の費用負担について

庄村会長

- ・請求者の費用について、新法では条例で必ず定めなければならないので、その額をいくりにするかということになる。それで、現行どおり無料としましょうということであったかと思う。

## 9 訂正請求及び利用停止請求に係る開示決定等前置について

庄村会長

- ・開示請求をして訂正請求をするという順番、いわゆる開示請求前置主義と言われる考え方で置かれている。国の法律も前置主義を維持しているが、明らかに間違っている情報が目の前にあって、それをいちいち開示請求させて、訂正請求させるという二段階の手続きを踏ませると、これは請求者の負担が大きいだろうという場合も多々あるだろうということを踏まえて、訂正請求の前の開示請求をやらなくてはいけないという縛りを外すという内容の答申かと思う。

## 10 行政機関等匿名加工情報の提供について

庄村会長

- ・今回の法改正のひとつの目玉で、加工情報の取扱いというのが、今後自治体に降ってくる。その時にどのような形でこの制度を構築していくのか、その時の考え方をどうすれば良いのかというのが問題かと思われる。
- ・大きくご議論いただいたのは2点で、1つ目の手数料については、まずは国の基準に寄って、政令で定める額と同じで良いのではないかとということでご意見をいただいていたと思う。特になければ(1)についてはこのような形かと思う。
- ・(2)の方が先生方にご議論いただいていたところで、事業者からの提案制度が挙げられている。事業者からの提案を受けて審査をして、加工して、渡すといった大きな流れがあらうかと思うが、提案の中身の公表というのを中心にお話をいただいていた。
- ・ただ、その公表制度の前に、加工制度の趣旨を前に置いてから、公表制度の中身に入っているのでは、少し長めの記述にもなっているかと思う。その

ため内容としては、審査部分と公表の部分と二つの内容が入っているようなどころもあるので、この辺について何かご意見いただければと思う。

### 川上委員

- ・事務局の悩みが文章に出ていると思う。1点目として枠内の、(2)の下の子行は、非常に抽象的だし、何を言っているのかよくわからない。下を読めば分かると言えば分かるが、できれば枠内でも見られたら良い。
- ・それから、下の説明文の3段落目のところについて、この事業は、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活に資するもの」である、ということが期待されている。そうすると、「であることが認められなければならない」と書くよりも、「であることが期待されていることから」、というようにつないだ方が、趣旨とつながってくるのではないか。要は、そのようなことが期待されているから、この点において加工情報の提供制度は公益のものと言えるというようにつなぐと、趣旨がつながるのではないか。
- ・その後の、「したがって～」の後について、「加工情報の提供を受けようとする事業者からの提案の審査にあたっては」の後、加工の方法が「基準に適合するものであること」となっている。ここのところは言葉としてブラッシュアップする必要があるのではないかと思う。
- ・読んでいて分かりにくいいため、「適合するものがその他の個人情報の『側面』というよりも『視点』から検討するとともに、公益的な視点についても入念に審査することが望まれる」というように、もう少しここだけは、文章として簡潔に書けると良い。

### 庄村会長

- ・この「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」という文章は、法の目的第1条に入っていると同時に、審査の基準として第114条第1項第4号に記載のある要件である。要件としてこれがあるという話であるため、これと公益が別と書くとやっぱりおかしくなる。
- ・そのため、この審査基準そのものが、やはり公益的な意味を持つという理解でよろしいか。別に、この基準以外に「公益」があって、というようにしてしまうとちょっとおかしい。これ自体が基準そのものであり、こういう公益的な基準を目指すための加工であり、という話だと思うので、その点少し確認をしても良いと思う。

### ⇒事務局

- ・今、審議会の皆様からいただいたご意見として、まずは枠内(2)の下の子

行について分かりやすく、ということについて検討させていただく。

- ・また(2)の説明内容についても、それぞれの言葉についても確認させていただき、最後、会長からご指摘いただいた部分について、審査基準自体はこのような規制である、といったところを踏まえて、文章について検討する。

#### 問瀬委員

- ・3月25日の時には、もう少し踏み込んだと思う。3月の審議資料には審査基準があり、議論されたものかと思うが、その辺まで踏み込んで書くことは無理なのか。受け取った側はどう審査すれば良いのかとか、どのような情報があるのかということ、悩むのではないかと。せっかく議論したのであれば、手掛かりを提供することも一案かと思っている。

#### ⇒事務局

- ・今のご意見も加えて、修正内容について検討させていただきたい。

#### 庄村会長

- ・答申なので、受け取った側が審査をしやすくする、制度を作りやすくするというような意味でも、少し具体化しても良いのではないかとのご意見かと思う。
- ・この部分は、(当初は)公表制度についてだけであったが、私が個人情報保護について意見を申し上げたということがある。
- ・データ流通のために加工情報を活用するという法の趣旨ではあるが、ただ何の歯止めもなく全ての提案を認めるということではなく、審査基準の中で、「豊かな国民生活の実現に資する」という公益性を求めた上で提案する、審査するという方向性があると、その無限定な加工情報の活用というところにならないのではないかと問題意識が少しあったため、審査のあり方にも踏み込んでいただくと良いのではないかとご意見を申し上げたという経緯がある。
- ・そのため(2)のところは、審査の議論と公表の議論と、二つ詰まった形になって、分かりにくくなっているというのはあると思う。

#### ⇒事務局

- ・その点につき、会長からもあったとおり、審査と公表と説明部分が一緒になっているため、例えば枠内に分けて書くこともあり得るのか、その辺含めて検討させていただきたい。

#### 小野木委員

- ・一定程度公表するとか、何か具体的なものを一つつけないと、多分これは

言葉だけで終わってしまうという気がする。

- ・ 審査については枠の中で説明がないというのは良いのか。

⇒事務局

- ・ 審査については、この答申の枠内は、措置を講じることができることについて、触れているというところである。審査基準については、何か措置を講じるというよりも、審査基準について、こういった意義があるなどといったところを事業者や実施機関に対して確実に伝えていくということになるかと思うため、外させていただいている。

庄村会長

- ・ 要するに、条例化する部分を枠内に置いて、条例化まではいかずとも、運用のあり方やその基準の意図を下で説明するという意味か。
- ・ もし上の枠内でも、審査に関してということがあればご提案いただけるとありがたい。

小野木委員

- ・ 枠の中に書くことは条例に反映するかどうかということか。

⇒事務局

- ・ 措置を講ずること、すべきだというものについて書いている。

小野木委員

- ・ この枠の外の説明の文章も、行政文書として残るのか。

⇒事務局

- ・ 残る。

荒見委員

- ・ 「ただし」以下のところは、公表する内容が詳細になるということと、事業者がノウハウの流出や企業イメージの悪化を恐れる等により提案を委縮する、これが本制度による公益を損なうこととなるとあって、ざっと全体を読めばそういうことも有るというのはわかるのだが、本当にそうかと。
- ・ 要はこの趣旨というのは、法の趣旨を損なわない程度の過度な管理のない仕組みを作っていこうという趣旨なので、ここまで書かなくて良いかと思った。

⇒事務局

- ・ 委員ご指摘のとおり「本制度による公益を損なうことになる」の部分だが、法の趣旨を損なわないようにといった表現でも足りるのかというようには思う。

**荒見委員**

- ・個人的にはここはあまり書きすぎない方が良くはないかと思う。公表内容が細かくなりすぎることで、企業が委縮してしまうということの懸念というのが結構あるのか。

⇒事務局

- ・非識別加工情報の利活用というところではあるが、他都市の先例をみるとやはりそこまで公表されていないというところがある。これを踏まえると、同程度なのか、これ以上の何かを求めているということになるかと思うので、事業者としては、これ以上にやられるとノウハウの流出とかという懸念が出てくるのではないのかなというところである。

**荒見委員**

- ・これより非常に跳ね上がるのか、そうではないかが重要だと思う。

⇒事務局

- ・この点、制度設計をまだ具体的に考えている途上で、審議会の意見を受けて、市としてもどこまで公表していくのかというのは今後具体的に詰めていかないといけないと思っている。

**荒見委員**

- ・国の方で例示しているものはなかったか。

⇒事務局

- ・今資料を見る限りでは、具体的なものはないかと考えている。

**庄村会長**

- ・但し書きのところを少し縮小しても良いのではないか、あるいは表現をまろやかにしても良いのではないか。こう書いたことそのものが企業を委縮させてしまうのではないかとということも懸念されていたということで、この点よろしいか。

**小野木委員**

- ・枠内(2)の「一定程度」という表現は、このままで良いのか。非常に抽象的だと思うが。

⇒事務局

- ・委員ご指摘のとおり、例えば具体的に何か提案内容を書かせた上で、提案内容、提案目的などの項目などを一定程度公表していくという形でしていくべきではないかというご指摘かと思う。具体的制度設計は考えて



いる最中なので、どこまでそういった項目が書けるのかというところがあり、制度設計の時にやっぱりこれはどうしてもというくだりがあることを考慮しながら、どこまで書けるかということを検討させていただきたい。

#### 庄村会長

- ・ここは次回に向けて結構修正をかけていただくところと思うので、委員の意見を踏まえてご提案をいただければと思う。

### 3 個人情報ファイル簿の作成対象とならない保有個人情報の公表について

#### 庄村会長

- ・少し専門的な、行政の事務取扱の話で、ファイル簿と事務取扱簿と言われても市民は何のことを言われているか分からないというところがあるかもしれないというのは少し感じた。その時に表のようなものがあると、と思うが、難しいか。
- ・文章では書いてあるが、読んでいて結構専門的な中身だと感じた。

#### 川上委員

- ・二段目からは新法のことを言っている。個人情報ファイル簿（の作成）を義務付けたが、本人の数が1,000名未満だと除外されてしまう。そうすると今まで市が行ってきたことに比べて、漏れてしまうことが多く出てくるのではないか、ということである。それを言うのであれば、「個人情報ファイル簿の作成が義務付けられることとなった」の後のところの、「ただし適用除外となる要件～」と書くのは、ちょっとそっぽを向いているかなと思う。「個人情報ファイル簿の作成が義務付けられることとなった」、しかしそこには、本人の数が1,000人未満であることをはじめ、多くの例外が規定されていることとなった。そうすると、「その結果、現行条例により『事務』を単位として」、新法で何とか、というように、ここの但し書きのところが、どのような意味を持つのかということのつながりを検討してもらえるか。

#### ⇒事務局

- ・承知した。一度検討させていただきたい。

#### 庄村会長

- ・具体的な提案をいただいたと思う。表は結構。もし文章でわかるのであれば

ばそれが一番だと思うので。この点も事務局の方で修正いただければ良い。

## 1 条例要配慮個人情報として定義すべき情報について

### 小野木委員

- ・「条例要配慮個人情報として規定すべき事項は、現時点では想定されない。」とはどういう意味か。

#### ⇒事務局

- ・現時点で検討した結果、法令上の要配慮個人情報に含まれない、特別な事情のある、要配慮個人情報はないということ。今後例えば市が独自の施策を行ったときに、何か注意すべき保有個人情報が出てくるかもしれないため、現時点では、という形にしている。

### 小野木委員

- ・今日のこの四角で囲った内容というのは、改正法について書いてある過去の審議会の内容は、条例には反映しないということか。

#### ⇒事務局

- ・条例には反映しないということではなく、改正法の中で要配慮個人情報に基本的にはすべて含まれるということ。現行条例の要注意情報については基本的には要配慮個人情報に含まれるが、ただ一部、宗教の部分については、外れるものがある。ただその外れるものについては、条例要配慮個人情報として規定できないということである。

### 庄村会長

- ・現行条例はリセットされて、法律の要配慮個人情報を今後市は運用していくということになる。

### 小野木委員

- ・法律に書いてあることと似たようなことを条例の中で定めるのは理論上おかしいからやめるということか。

#### ⇒事務局

- ・ご指摘のように確認的に書くことは、1つの内容を法と条例で二重にして書くことになるため、法の趣旨に反するところの回答が示されている。そのため、事務局の案としてはこのような形にさせていただいているが、これは審議会の答申であるので、その点についてどのような形にしていくかというのは、審議会の意見として出れば反映させていきたいと思う。

#### 小野木委員

- ・「社会的身分」の中に、「一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味する」と非常に冷たい表現で、市の条例の文言はまだ温かみがあるというか「歴史的社会的理由により」云々の部分が条例から消えることとなる。市も改正法と同じ解釈だということで良いのか。

#### ⇒事務局

- ・審議会として、現行条例の方が説明も分かりやすくなれば、その点について条例の規定は難しいが、職員などにも引き続き分かりやすくなるように周知を徹底すべきという意見を付していただいて、そのような形の措置を講じるという方向性もあるかと思う。

#### 川上委員

- ・この部分は、本来ならこうあるべきだということについて、審議会としての委員の意見がまとまるのならば、今回の条例には採用されないが、こういうことを考えないといけないのではというメッセージを送っているのではないかという気がするが。

#### ⇒事務局

- ・もちろん審議会の意見ということであれば、そういう方向性で内容について検討させていただくということ是可以する。

#### 川上委員

- ・現在の書き方だと、新法のとおりで良いと言っているのと一緒ではないか。それは本来ならばよくないのではないかと。

#### 庄村会長

- ・大変貴重な意見。こういうところが個情委では見えないのだと思う。地方では見えるけど個情委では見えにくい部分でもあるだろうと思う。ぜひ、おっしゃっていただいたところというのは、答申の中に何らかの形で盛り込むようなこともご検討いただけるとありがたい。

#### ⇒事務局

- ・それでは審議会の報告のところで内容検討させていただき、またお示しさせていただきます。

以上